

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな)

しゃかいほけんろうむしによるすずきけいすけぎんこうえんかい

1 政治団体の名称 社会保険労務士による鈴木けいすけ議員後援会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-7



新横浜リーナ通りビル3F

3 代表者の氏名 秋山 孝仁

4 会計責任者の氏名 秋山 大樹

事務担当者の氏名

秋山 大樹 /

(電話) 070-3221-1515

(電話)

(電話)



他548 9316 村 G

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(注) ※印の項目にて複数の期間がある場合、2つめ以降の期間を「平成31年4月1日～令和1年5月30日、令和1年10月1日～令和1年11月30日」のように記載してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	163,560
(前 年 か ら の 繰 越 額)	97,560
(本 年 の 収 入 額)	66,000
支 出 総 額	15,000
翌 年 へ の 繰 越 額	148,560

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	16,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	16

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(イ) (うち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	50,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	50,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	50,000	

(注) 個人の負担する党費または会費による収入がある場合は、
「2 収入項目別金額の内訳」の「(1) 個人の負担する党費又は会費」欄に金額と会費を納入した人数を入力します。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	神奈川県社会保険労務士政治連盟	50,000	R5/12/31	横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	青木 次朗	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 寄 附						
合 計		50,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に明細を記載してください。

(注2) 「その他の寄附」の欄には、明細を記載したもの以外の寄附の合計金額を記載してください。

(注3) 「寄附者の氏名」欄は、「〃」「同上」等の入力せず、同一者の追加ボタンで操作を行ってください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	15,000		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	15,000	0	
合 計	15,000		

(注1) 「(2)光熱水費」「(3)備品・消耗品費」「(4)事務所費」の金額は、通年で国会議員関係政治団体（又は資金管理団体）に該当している団体の場合のみ、「その14内容取得」ボタンでその14の合計金額を自動的に入力することが可能です。それ以外の団体の場合は、該当欄に直接入力してください。

(注2) 支出項目ごとの金額のうち、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金に係る支出があった場合には、その額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に入力します。この金額の明細は、「第14号様式（その16）」の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」で入力してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事の参加費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		15,000				
合 計		15,000				

(注1) 「項目別区分」下段の欄は、上段の項目に対する小分類を記載してください。

(注2) 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注3) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定してください。

(注4) 「交付金に係る支出」の欄は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の場合に、「(交)」を指定してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 有無について「□」内をチェックしてください。

(注2) 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 3月 31日

政治団体の名称 社会保険労務士による鈴木けいすけ議員後援会

会計責任者の氏名 秋山 大樹



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

（備考）

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。